

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社J-オイルミルズ		コード	2613
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	佐々木 達哉	社外取締役																	
2	吉里 格	社外取締役																	
3	池田 安希子	社外取締役	○														○		有
4	小川 英次	社外取締役	○														○	新任	有
5	横田 乃里也	社外取締役	○														○	新任	有
6	上野 正樹	社外監査役	○														○		有
7	菅原 万里子	社外監査役	○														○		有
8	田名部 雅文	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	—	
2	—	
3	—	池田安希子氏は、大手小売や外食等の企業において、マーケティングや管理業務に携わると共に会社経営を担い、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
4	—	小川英次氏は、帝人株式会社において、会計・財務や経営戦略に携わると共に会社経営を担い、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
5	—	横田乃里也氏は、キリンホールディングス株式会社において、製造と技術開発に携わると共に幅広く会社経営を担い、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、これらを活かし、取締役として重要な意思決定および業務執行の監督を担うことが期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
6	—	上野正樹氏は、キリンホールディングス株式会社において、多年にわたり法務業務に携わり、協和キリン株式会社の常勤監査役を務めるなど、コンプライアンスおよび会社経営に関わる豊富な経験と知識を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
7	—	菅原万里子氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、多年にわたり企業法務に携わっております。社外取締役となること以外の方で過去に会社経営に関与したことはありませんが、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
8	—	田名部雅文氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、過去に会社経営に関与したことはありませんが、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、独立役員として選任したものであります。なお、同氏は上記「役員の属性」の「a~j」のいずれの事項にも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~jのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員を選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。